県立新潟中央高等学校「いじめ対応」フローチャート

令和８年度

生徒・保護者の声や情報

発見・確認者→①いじめ対策推進教員・
②学年主任→教頭に連絡

教頭→校長・副校長に報告

【いじめ対応委員会】（校長・副校長・教頭・学年主任・担任・いじめ対策推進教員・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー　※必要に応じて関係教員）

事実・内容確認

１関係生徒からの聞き取り（学年・生徒指導部）
２保護者への連絡（担任）
３情報共有（いじめ防止対策委員会：校長、副校長、教頭、事務長、いじめ対策推進教員、分掌主任・主事、学年主任、食物科主任、音楽科主任）

いじめと判断

いじめではないと判断

・いじめ対応委員会で今後の対応検討
・継続した支援
・関係生徒の状況見守り

高等学校教育課へ報告（校長）

《指導・助言を受ける》

【いじめ対応委員会】事実確認により、指導方針決定

・被害生徒
・被害生徒保護者への対応

・加害生徒
・加害生徒保護者への対応

・学校全体、学年、クラス等への対応

対応について職員会議等で全職員共有

３ヶ月程度の継続的な支援
〔被害生徒、加害生徒、関係生徒との面談や観察、保護者との面談等〕

いじめ未然防止〔いじめ防止対策委員会（生徒理解）、いじめアンケート、面談、観察、情報交換、保護者と連携〕
※いじめアンケート回答用紙５年間保存

スクールカウンセラー、
専門外部機関との連携

〔相談窓口〕新潟中央高等学校（生徒指導室）025(229)2141、生徒指導課いじめ対策室 025(280)5124、新潟市教育相談センターいじめＳＯＳ電話相談 025(222)0110、24 時間子供ＳＯＳダイヤル 0120-0-78310